

柏市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により，柏市長及び柏市教育委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，別紙のとおり公表します。

平成21年5月28日

| | | | | |
|--------|---|---|---|---|
| 柏市監査委員 | 渡 | 邊 | 義 | 一 |
| 柏市監査委員 | 酒 | 井 | 成 | 浩 |
| 柏市監査委員 | 古 | 川 | 隆 | 史 |
| 柏市監査委員 | 宮 | 崎 | 浩 | 子 |

柏企行第14号
平成21年5月7日

柏市監査委員 様

柏市長 本 多 晃

平成20年度包括外部監査結果に係る指摘事項
に対する措置状況について（通知）

このことについて、平成21年2月10付けで柏市包括外部監査
人から提出された平成20年度柏市包括外部監査結果報告書に係る
指摘事項について措置を講じたので、別紙のとおり通知いたします。

平成20年度包括外部監査結果に係る指摘事項に対する措置状況(市長事務部局)

| | 施設 | 指摘事項 | 主な内容 | ペ ー ジ | 報告書 | 改善の状況 | |
|---|--------|--------------------|--|-------------|-----|---|------|
| 1 | 近隣センター | 備品の標識及び管理について | 保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。 | 49 | | 近隣センター宛に備品と備品台帳とを照合し適正な管理を行うよう指示し、各近隣センターで備品と備品台帳との照合作業を行い適正に処理しました。 | 措置済み |
| 2 | 近隣センター | 行政財産と教育財産の区分管理について | 行政財産と教育財産は、正確に区分して管理するべきである。 | 49 | | 近隣センター宛に備品確認を行い所管換えの手続きを行うよう指示し、該当する近隣センターにおいては備品の確認作業を行い適正に処理しました。 | 措置済み |
| 3 | 近隣センター | 寄附の受納について | 公有財産柏市財務規則263条に従って、受納時による評定金額をもって、公有財産台帳に記載すべきである。 | 50 | | 指摘を受けた次の2点については、寄附受入れに関する書類が見当たらないため、分かる範囲での記載による備品台帳を作成することとしました。なお、今後の寄附受入れに際しては、財務規則に従って事務手続きを行うとともに、漏れのないように備品台帳を整備するよう改めます。 | 措置済み |
| 4 | 近隣センター | 自動販売機の設置について | 行政財産使用料の減免措置について、必要な手続きを経た上で減免措置を適用することが必要である。 | 51 | | 行政財産使用料の減免措置については、市民活動推進課で減免に対する基本的な考え方をまとめました。市販より廉価で販売する場合のみ減免対象とし、それ以外は使用料を徴収することに統一し、平成21年度の行政財産使用許可から適用することとしました。 | 措置済み |
| 5 | 近隣センター | 団体事務室・倉庫等の減免措置について | 施設の使用許可・施設使用料の減免などについて、必要な手続きを経るべきである。 | 54 | | 行政財産の使用許可及び使用料の減免措置については、市民活動推進課で使用許可及び減免に対する基本的な考え方をまとめました。ふるさと協議会等が使用する場合には、財務規則に沿って適正な手続きにより使用許可及び使用料の減免を行うよう統一し、平成21年度の行政財産使用許可から適用することとしました。 | 措置済み |
| 6 | アミュゼ柏 | 公有財産台帳の管理状況について | 公有財産台帳に記載されている内容のうち現状と齟齬があるものについて、調査し適正な処理をすべきである。 | 77 | | 公有財産台帳における所得価額には契約書を参考に、柏市財務規則第263条に基づき、適正な価額で処理しました。 | 措置済み |
| 7 | アミュゼ柏 | 備品の標識及び管理について | 保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。 | 77 | | アミュゼ柏の多くの備品は工事費のなかで、一括購入していることから、備品管理表及び標識がされていないため、5月18・19日の点検日に標識を貼り備品管理をします。 | 措置済み |

平成20年度包括外部監査結果に係る指摘事項に対する措置状況(市長事務部局)

| | 施設 | 指摘事項 | 主な内容 | ペ ー ジ 書 | 改善の状況 | |
|----|-------------------------|---------------------|--|------------------|---|------|
| 8 | アミュゼ柏 | 金庫の施錠 | 休館日や閉館後には暗証番号による施錠も併用すべきである。また、暗証番号は定期的に変更し、外部に漏洩しにくい環境を整備すべきである。 | 77 | 耐火金庫については、鍵とダイヤル暗証番号による施錠を実施し、危機管理意識を図りました。 | 措置済み |
| 9 | 市民文化会館 | 公有財産台帳の管理状況について | 公有財産台帳に記載されている内容のうち現状と齟齬があるものについて、調査し適正な処理をすべきである。 | 88 | 調査して適性に処理しました。 | 措置済み |
| 10 | 市民文化会館 | 備品の現物管理について | ・委託業者から報告された内容についても、定期的に市職員が業者の現地調査に立会うことなどにより調査を行うべきである。 ・適正な標識を付して管理を行うべきである。 ・遊休物品については、柏市財務規則第271条に従って直ちに処理すべきである。 | 88 | 全ての備品について、再調査を行い備品番号シールを作成して貼付しました。なお、備品台帳に記載されていないものについては、備品台帳に記載すると共に、備品番号シールを貼付し適正に処理しました。 | 措置済み |
| 11 | 勤労会館 | 備品の管理状況について | 当該物品について、速やかに所在の調査を行い、適正に処理すべきである。 | 97 | 該当物品については平成21年2月17日より勤労会館において調査を行い現在備品管理台帳の記載漏れ等についての事務処理を行ないました。 | 措置済み |
| 12 | 勤労会館 | 未使用物品について | 未使用物品については、柏市財務規則第271条に従って直ちに処理すべきである。 | 98 | 該当物品については平成21年2月17日より勤労会館において調査を行ったが取得が昭和62年3月で取得から22年が経過しており今後も使用予定がないため物品の返納手続きを行っています。 | 措置済み |
| 13 | 勤労会館 | 自動販売機の設置について | ・柏市行政財産使用料条例第4条の要件を充たさない以上は正規の使用料を徴収すべきである。 ・使用料の減免が必要と認められるのであれば、適正な手続きを経て減免措置を講じるべきである。 | 98 | 柏市行政財産使用料条例第2条の規定による使用料を徴収することで、行政財産(教育財産)使用許可決議書を平成21年3月31日付けで交付しました。 | 措置済み |
| 14 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 備品の標識及び管理について | 保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。 | 115 | 平成20年12月末までに、台帳と備品を確認し標識(備品番号明記したテープ)を貼付しました。 | 措置済み |
| 15 | あけぼの山農業公園(含むあけぼの山公園 茶室) | 農業公園に保管されている備品等について | 当該未使用物品については、柏市財務規則第271条に従って直ちに処理すべきである。 | 115 | 再利用を含め、関係機関に連絡すると共に不用品については、会計課に確認のうえ現在返還手続中です。 | 措置済み |
| 16 | 公設総合地方卸売市場 | 備品の標識及び管理について | 保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。 | 128 | 柏市財務規則第283条第2項に基づき、調査後すみやかに標識を添付いたしました。 | 措置済み |
| 17 | 市営駐車場 | 割引ライターの実地調査について | 仕様書に定められているとおり、割引ライターの年1回の点検を適切に実施すべきである。 | 141 | (点検時期)毎月行います。(点検方法)特約店訪問時に直接聞き取りで行います。(交通施設課への報告)状況調査表を作成し翌月に報告します。 | 措置済み |

平成20年度包括外部監査結果に係る指摘事項に対する措置状況(市長事務部局)

| | 施設 | 指摘事項 | 主な内容 | 報告書 | 改善の状況 | |
|----|-----------------------|-----------------|--|-----|---|------|
| 18 | 市営駐車場 | 寄附で受け入れた土地について | <ul style="list-style-type: none"> ・公有財産の寄附を受けようとするときは柏市財務規則第218条の規定に従い、公有財産寄附受納決議書により市長の決裁を受けるべきである。 ・寄附により受け入れた公有財産は、柏市財務規則第263条の規定に従い、受納時における評価額をもって、台帳に記載すべきである。 | 141 | <p>(経緯)当初の権利変換計画認可の後に、中央町1番2の土地の共有者のうち中村弘平氏から共有持分(1.03㎡)の寄附の申し出がありました。市では、1番2に所有権を持つと、借地借家法第15条の自己借地の規定に抵触することから、定期借地権を設定できないので、当該土地を1番2から分筆して、寄附を受けることとしました。しかし、寄附を受けるにあたり柏市財務規則による寄附受納の事務がなされませんでした。(対応)柏市財務規則第218条の規定により、公有財産の寄附を受けようとするときは、公有財産寄附受納決議書により、市長の決裁を受けることを周知しました。</p> | 措置済み |
| 19 | 市営駐車場 | 公有財産台帳の管理状況について | 公有財産台帳に記載されている内容のうち現状と齟齬があるものについて、調査し適正な処理をすべきである。 | 142 | 市営駐車場公有財産台帳の管理の改善を行うため、平成11年11月30日付で柏駅東口E街区第一地区市街地再開発組合から通知された価格の確定通知に基づき土地及び建物の価額に修正しました。 | 措置済み |
| 20 | 柏リフレッシュ公園(リフレッシュプラザ柏) | 固定資産の現物管理について | 市は指定管理者に対し、上記の仕様書等に従い備品にラベル等を貼り付けし、ナンバリングを行い備品台帳の作成を行うよう指導する必要がある。 | 153 | 市は指定管理者に対し、仕様書等に従い備品にラベルを貼り付け、ナンバリングを行い備品台帳の作成を指導し、備品台帳の提出がありました。 | 措置済み |

柏教総第58号
平成21年5月13日

柏市監査委員 様

柏市教育委員会
委員長 小 菅 あけみ

平成20年度包括外部監査結果に係る指摘事項に対する
措置状況について（通知）

このことについて、平成21年2月10日付けで柏市包括外部監査人から提出された平成20年度柏市包括外部監査結果報告書に係る指摘事項について措置を講じたので、別紙のとおり通知いたします。

平成20年度包括外部監査結果に係る指摘事項に対する措置状況(教育委員会)

| | 施設 | 指摘事項 | 主な内容 | ペ ー 告 白 書 | 改善の状況 | |
|---|-----------|----------------------|--|-----------------------|--|------|
| 1 | 市立図書館及び分館 | 時間外・休日勤務申請について | 総務部人事課作成の「サービスの手引」に従った適切な記入及び承認手続の実施が必要である。 | 8 | ・図書館全職員に対し、朝の朝礼、職員会議等を通じ、「時間外・休日勤務命令簿」の適切な記入、承認手続の実施について周知徹底を図りました。 ・特に、振替手続については再度、適切な承認手続をとるよう周知しました。 | 措置済み |
| 2 | 市立図書館及び分館 | 寄贈品申込書による承認の不徹底について | 「柏市立図書館条例施行規則」第14条第2項に定められた寄贈等申込書による承諾を徹底すべきである。 | 8 | ・第14条第2項に定められた寄贈等申込書による手続に従い、寄贈を受けた場合、図書館長による承諾の徹底を本館・全分館において図りました。 | 措置済み |
| 3 | 市立図書館及び分館 | 備品の標識及び管理について | 保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。 | 9 | ・図書館において、物品一覧表に記載された備品と現物の確認を年度末までに行い、保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うとともに、近隣センター所管の行政財産備品の内、図書館所管分は教育財産備品に所管換えを行いました。 | 措置済み |
| 4 | 体育館 | 備品の標識及び管理について | 保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。 | 25 | ラベルテープを貼付し、適正に処理しました。 | 措置済み |
| 5 | 体育館 | 備品の登録について (沼南体育館) | 登録誤りが再発しないよう、登録時の入念な確認を行うなど、十分な対策を講じる必要がある。 | 25 | 登録時に誤記がないよう確認を徹底します。 指摘事項については、平成20年12月9日修正しました。 | 措置済み |
| 6 | 青少年センター | 青少年相談員の所有物品について | 行政財産の使用許可については、柏市財務規則に基づき事務処理を実施すべきである。 | 33 | 年度内に、関係団体に柏市財務規則に基づいた事務処理を行う旨、説明しました。平成21年度より関係書類の提出をお願いしました。 | 措置済み |
| 7 | 青少年センター | 備品の標識及び管理について | 保有する備品については、適正な標識を付して管理を行うべきである。 | 34 | 全備品の調査をして、名簿と備品との一致を図りました。 | 措置済み |
| 8 | 青少年センター | アスベストの調査について | 早急に予算手当てを行い、調査報告どおりに実施すべきである。 | 34 | 平成21年2月13日に調査委託して平成21年2月17日に結果報告がありました。(石綿繊維は観察されませんでした。) | 措置済み |